

平成26年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成26年11月28日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第3号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第6 議案第71号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第7 議案第72号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第73号 瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第74号 瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第75号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第76号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第77号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第78号 瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第79号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第80号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第81号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第82号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第83号 平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	堀	武	2 番	くまがいさちこ
3 番	西岡	一成	4 番	庄田昭人
5 番	森	治久	6 番	棚橋敏明

7番	広瀬武雄
9番	広瀬捨男
11番	河村孝弘
13番	若井千尋
15番	広瀬時男
17番	星川睦枝

8番	松野藤四郎
10番	古川貴敏
12番	清水治
14番	若園五朗
16番	小川勝範
18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	渡辺勇人	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	佐藤雅人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	泉大作
書記	今木浩靖		

開会及び開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第 4 回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（若園五朗君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号 1 番 堀武君と 2 番 くまがいさちこ君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（若園五朗君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間に決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（若園五朗君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

5 件報告します。

まず 3 件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

議長にかわりまして、3 件報告します。

まず 1 件目は、お手元に配付してありますとおり、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は平成26年 9 月分及び10月分が実施されました。いずれも現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。

2 件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。11月17日に同組合の平成26年第 2 回定例会が開催されました。

大垣市議会の議会構成が変更されたことにより、同組合の林新太郎議長と小川文康副議長が

組合員を退任されましたため、同議会の議長選挙及び副議長選挙が行われました。選挙の結果、大垣市の高橋滋議長が組合議長に、大垣市の鈴木陸平副議長が組合副議長に当選されました。

まず初めに、平成25年度西濃環境整備組合一般会計にかかわる歳出予算 3 億1,240万1,000円を平成26年度に繰り越すため、繰越明許費繰越計算書を調整したことについての報告がありました。その後、管理者から提出された議案は、条例の制定をするもの 1 件、決算の認定を求めるもの 1 件、合計 2 件でした。これらの 2 議案は、いずれも原案のとおり可決、認定されました。

3 件目は、市議会議長会関係の報告です。

11月27日に全国市議会議長会の第151回産業経済委員会が東京の全国都市会館で開催され、議長が出席しました。会議では、事務報告の後、協議事項に入り、要望書（案）及び今後の運営について協議され、いずれも原案のとおり決定されました。

以上でございます。

○議長（若園五朗君） ありがとうございます。

以上、報告した 3 件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

4 件目は、平成26年第 3 回もとす広域連合議会臨時議会について、清水治君から報告を願います。

12番 清水治君。

○12番（清水 治君） 皆さん、おはようございます。

議席番号12番、清流クラブの清水治です。

ただいま議長より御指名をいただきましたので、平成26年第 3 回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告をいたします。

第 3 回臨時会は、11月20日に 1 日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出されました議案は 4 件でございます。内訳は、条例の一部改正が 1 件、補正予算が 3 件でございました。

条例の一部改正のもとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に鑑み給与を引き上げするため、条例の改正を行うものでした。

予算関係につきましては、給与改定に伴う職員の人件費の増額分を計上するために、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の 3 つの会計で平成26年度補正予算を定めるものでございました。

広域連合長より提出されました議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行い、いずれも原案のとおり可決をされました。

以上で報告を終わります。なお、報告いたしました資料は事務局に保管してありますので、

ごらんいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（若園五朗君） ありがとうございます。

5 件目は、平成26年度市町村議会議員研修について、くまがいさちこ君から報告願います。

2 番 くまがいさちこ君。

○2 番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

議員研修について、報告申し上げます。

10月27、28日、大津市の全国市町村国際文化研究所、通称ジャイアムに参加いたしました。

テーマは「議会改革を考える、先進事例に学ぶ住民参加・情報公開」で、参加者は63人の議員、瑞穂市議会からはくまがい1人でした。

議会改革度につきましては、日本経済新聞社産業地域研究所、通称日経グローバルでも調査されておりますが、今回の研修は、元三重県知事、現早稲田大学大学院教授 北川正恭氏を所長とする早稲田大学マニフェスト研究所による御指導でした。ローカル・マニフェストによって、地域から新しい民主主義を創造することを目的としてつくられた研究所とのことです。

以下、報告は、1. 議会改革の内容について、2. 講師の話から抜粋、3. 感想の3つにまとめました。

まず初めに、議会改革の内容について御報告申し上げます。

内容は、議会改革診断シートにまとめられ、1. 情報公開、2. 住民参加、3. 機能強化の3大項目、そしてそれぞれが4つの中項目、さらに2掛ける3の6個の小項目、つまり全体として約100、96項目の内容に及びますが、今後の瑞穂市の発展は市議会の改革にかかっている考える私が、瑞穂市議会で優先的に取り組むべきかと思われる10項目をここに上げておきます。

1. 議会日程の表示・発信の改善、2. 本会議場と各委員会の動画の公開、3. 議会ホームページの独立した運営、4. 議案資料のホームページ掲載、5. 傍聴者に対する名前記入の見直しと資料の提供、6. 全議員の平等公平な発言・活動の保障、7. 通年議会の検討、8. 自由討議の検討、9. 土・日・夜間議会の復活、10. 議長選挙の動画公開などでしょうか。

ここで資料を配付することは許されませんので、私のブログに掲載しました全96項目と瑞穂市議会の評価、マル、三角、バツをごらんいただけたらうれしいと思います。

2 番目に、講師及び先進的議会の話から箇条書きに抜粋して御報告申し上げます。

最初に、北川正恭氏の話をもとに箇条書きにまとめました。ほぼ発言のままです。

1. 議会改革をやらない。議会改革をわからないなら、議員をやっておっちゃんかん。

2. 住民から見たら、議会は何をやっておるんやということになる。

3. 議会改革とは、1. 議会の情報公開度、2. 住民参加度、3. 議会の機能強化の3つで

ある。

4. 議員に対するバッシングは、議員の総体である議会の体質がたたかれているということです。

5. 議会の民主主義を支えることは、民意を支えるということです。

6. 議会には変わった人がいてもいい。税金を取る側の論理だけの議会ではいけない。

7. 議会は要らないと思っている有権者が6割以上いる。議員は要らない機関の代表です。

8. 兵庫県の号泣議員の話も、議員個人の問題にしてしまった。議長や議運の委員長は何をやっていたのか。

9. 政治活動費の使い方として、1. 法律的な責任、ライアビリティ、2. 道義的な責任、レスポンシビリティ、3. 説明責任、アカウンタビリティの3つが果たせなければ、公人としては失格である。

10. 1994年、公職選挙法と政治資金法の改正、1995年、地方分権推進法の流れの中で、この国は分権国家になり、議会改革が必要な時代になった。

11. 今までは紙の文化、暗黙知で、知識は一人一人の経験知だったが、90年代のネット時代に形式知となり、紙の文化からネットの文化になったわけだが、役所と議会はいまだ古い体質でやっている。「パソコンを議場に入れるな」は会社なら首で、世間様から見たら間に合わない議会です。

12. 全国1,700自治体の議会改革は、議員の歳費、政治活動費、定数等の減が多いが、これは改革でも何でもなし。無駄はなくすとしても、必要なところには回してふやすのが改革である。

13. 行政、首長には執行権があり、議会には議決権があるが、本当に現状は二元代表制か。地方自治体は自治事務がふえ、自己決定、自己責任になった。議会は多数合議制で、議会は今や地方政府です。

14. 二元代表制とは、首長の執行権、自治基本条例と、議会の議決権、議会基本条例で、通年議会が必要になってきた。議会の大転換期である。

15. 執行部は議会となれ合いではいけない。三重県知事時代は議会とバトルになったが、部長たちが1年半頑張ってくれた。執行部が変われば議会が変わる。

16. 政治活動費を持たない議会は怠慢である。熊本県御船町は月2万円を確保した。研修報告をしっかりと、政治活動費の必要性を議会で市民に言える議員になってください。

17. 議会事務局に法律の専門家を入れるべきだ。奥州市議会は市民の理解を得て、執行部もかえて地産地消条例をつくった行動する議会です。

18. 議会は民意の反映であるから、あんまり定数を減らすべきではない。地方議員が議会を変えれば、議会不要論はなくなる。議会を変えなければならない。

19. 議運を長老が支配し、同調圧力をかけている。合議制の代表制度とは言いがたい。本当にアグレッシブ、前向きにしなければならない。量的削減ではなく、質的増の議会にしていかなければならない。

20. 去年のマニフェスト大賞をとった大津市の議運の委員長は、3つの大学と提携して議会を変えた。議場は市民に貸し出したらい。

21. 議会の多数派はポピュリズムで、議会改革派は少数派である。選挙では保守の議員が組織選挙で多数の票を獲得し、若い新人議員もその傘下に入っていったりする。善政競争に変えよう。

22. 地方議会に会派は必要か。今までは議長とりのための会派、権力闘争だけ、やりたいことはない。議員が地方を変える、地方が国を変えるというリズムでやってください。

次に、中村健氏、この方は27歳で徳島県川島町長、当時最年少で町長になられた方だそうですが、現早稲田大学マニフェスト研究所事務局長の講師の話から、箇条書きで申し上げます。

1. マニフェストの応募は、始めた9年前は120件だったが、今2,200件になった。

2. 議会の議は話し合うこと、会は集まり、議会は話し合う集団である。

3. 久慈市議会基本条例は、じえじえじえ条例という。「議員も市民でしょ、同じ立場で5年後の久慈市を語ろうと、かだって、これは一緒に語ろうという方言だそうです。「かだって会議」を議員と市民がやっている。四日市市議会は議案に対する市民の意見を募集する。結果の報告だけでない議会運営が必要である。

4. A会派が出した意見書には反対し、同じような意見書をB会派が出して賛成したりしているが、Aさんが言ったからマル、Bさんが言ったからバツではだめである。

5. 強いものではなく、変化に対応できる議員が生き残る。

6. 現在は得票数で議員の質を見られているが、4年に1度の評価基準イコール選挙を、自分たちから変えていってください。

今度は先進議会の例です。議会改革先進地、2つあります。

熊本県御船町議会 田中隆俊氏と千葉県流山市議会議員 松野豊氏の話から上げます。

1. 多数派議員たちは、自分たちのほうが票が多いから民意を反映していると思っている。

次に、本田宗一郎氏の言葉を上げ、「理念（哲学）なき行動は凶器であり、行動なき理念は無価値である」という言葉を紹介されました。

孫正義氏の言葉から、「まず理念があり、その下にビジョン、戦略、戦術、計画の順番である。マニフェストは最後に来る」という御説明でした。

最後に、エピソードを交えた感想を申し上げます。

議会改革について、実際に苦戦してきた4人の講師、そして現在苦戦している63人の議員たちが、ともに大変な熱気にあふれる中で、福知山市議の田中法男議員は、4年前に58歳で市役

所を早期退職したところ、「あんたが市役所におらんようになったら寂しい」と市民に言われて市議になられました。議会改革に取り組み、１年間で日経ランキングを166位から18位に、早稲田大学のランキングを319位から37位に上げられ、今や行政・議会のどちらからも、「こないなことどうしたらええ」と相談されると、楽しそうに話してくださいました。そのような人が瑞穂市にも出ることを期待しつつ、以上、充実した議員研修に参加できましたことを市民の皆様と関係者に御礼申し上げ、議員研修の報告とさせていただきます。以上でございます。

○議長（若園五朗君） ありがとうございます。これで諸般の報告を終わります。

日程第４ 行政報告

○議長（若園五朗君） 日程第４、行政報告を行います。

市長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） それでは、行政報告をさせていただきます。

平成26年第２回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会についてであります。

組合議会定例会は、去る９月30日に巢南庁舎において開催され、管理者として出席しましたので、その状況について報告をいたします。

行政報告１件と議案１件であり、可決・承認されました。

まず、議案第１号平成25年度瑞穂市・神戸町水道組合会計資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、資金不足比率について算定した結果、資金不足額が発生していないことを監査委員の意見をつけて報告しました。

次に、議案第３号平成25年度瑞穂市・神戸町水道組合会計決算の認定についてであります。

平成25年度の実績は、給水人口635人、年間配水量11万1,168立方メートルであり、基金は15万9,000円を積み立て、総額5,039万8,000円となりました。

歳入は、負担金177万8,000円、水道使用料591万7,000円等で総額919万3,000円であり、歳出は、総務管理費336万1,000円、公債費355万8,000円等で総額702万3,000円となりました。

以上について、地方自治法第233条第３項の規定により、監査委員の意見を添えて議会の認定に付し、承認いただいたことを御報告いたします。

以上、１件について行政報告をさせていただきました。

○議長（若園五朗君） これで行政報告を終わりました。

日程第５ 承認第３号から日程第18 議案第83号までについて（提案説明）

○議長（若園五朗君） 日程第５、承認第３号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第５号）の

専決処分についてから日程第18、議案第83号平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 今年も残すところ1カ月余りとなりまして、冬の寒さが身にしみる季節となってまいりましたが、本日、平成26年第4回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

定例会の開催に当たりまして、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

さて、ことしの秋は異常気象の余波と見られる天候不順に悩まされました。みずほふれあいフェスタ2014は雨天開催となり、南小学校区での防災訓練に至っては、避難所開設訓練のみの実施となりました。市民との交流の場であります秋のイベントは、あいにくの天気にもかかわらず、多くの市民の皆様の参加があり、きずなづくりに一役買ったと思っております。また、避難所開設訓練では、いざというときにとるべき行動が確認でき、非常に有意義なものとなりました。

今年度は、全ての校区で実施を予定しておりますが、折しも、さきの長野県神城断層地震では、震度6弱の大きさにもかかわらず死者が1人も出なかったのは、日ごろからの自助・共助の取り組みが功を奏したとの報道から、改めてその重要性を痛感しておりますので、ぜひ議員各位、市民の皆様の御参加をお願い申し上げます。

次に、例年ですと年の瀬に当たりまして、この1年を振り返って総括的に所感を申し上げておりますが、何と言っても去る11月21日に衆議院が解散され、来る12月14日に衆議院議員総選挙実施の運びとなったことは、まさに青天のへきれきとも言うべく、唐突な感が否めません。経済学者やアナリストたち誰もが予想だにできなかったと言っても過言でない解散劇でしたが、消費税率の引き上げという大きな財源の導入を見送ったことで日本経済がどのように動くのか。審議未了で廃案となった女性の活躍推進法案等の積み残した課題が今後の政策にどのように組み込まれていくのか。子ども・子育て支援新制度等、既に消費税率の引き上げを見越した施策の財源はどのように担保されるのか。全く選挙が終わらないと見えてこない状況を非常に心配しているところであります。

さらには、辛うじて成立した地方創生関連法案では、各自治体に策定を求めた地方人口ビジョン、地方版総合戦略について、具体的な施策はいまだ定かでなく、こうした対応についても今後しっかり注視していかなければならないと感じているところでございます。

こうした背景から、来年度の国の予算編成や地方財政計画の策定はおくれるものと見られ、当市の新年度予算編成にも大きく影響するのは必至であり、特に社会保障経費については当面

の財源を再検討しなければなりません。

合併算定がえが終わりまして、縮減段階に入った地方交付税は増収が見込めず、公共施設の老朽化対策、待機児童解消対策、小・中学校のエアコン設置、牛牧小学校の増改築、公共下水道整備等、限られた財源の中で市がやるべき事業は待ったなしで山積をいたしております。

地方財政は、混沌として先の見通せない状況が久しく続いておりますが、このような状況を勘案した上で、当市は着実かつ堅実に歩いていくべきと考えておりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願いを申し上げますとところでございます。

なお、瑞穂市のこの1年の出来事につきましては、みずほ10大ニュースとして、広報「みずほ」12月号に掲載をしておりますので、お手元に届きましたらぜひ御一読くださるよう御案内を申し上げます。

さて、今回お願いします議案は、専決処分に係る承認を求める案件が1件、指定金融機関の指定に関する案件が1件、条例の制定、改正に係る案件が7件、補正予算に係る案件が5件の合計14件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

最初に、承認第3号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてであります。

平成26年11月21日に衆議院が解散され、総選挙実施となりましたので、同日、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第71号瑞穂市指定金融機関の指定についてであります。

市の指定金融機関は、穂積町・巣南町合併協議会協議事項調整方針に基づきまして、3年ごとに見直しを行ってまいりました。今回、平成27年4月30日の見直し時期を迎えるに当たりまして、改めて金融機関の名称及び期間を定め、指定するものであります。なお、指定金融機関の変更はありません。

次に、議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

民間給与との較差に基づく給与改定及び給与制度の総合的見直しによる人事院勧告に伴いまして、市職員の給与表、通勤手当及び勤勉手当の支給割合等の改定、並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の改定をするため、市条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第73号瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

従来、公開が適用除外かつ努力義務とされていた合併前より承継された公文書について、情報公開条例の適用対象とし、また情報公開制度及び個人情報保護制度の両制度において、撮影

等の公開方法の拡充、その他必要な改正を行いたく、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第74号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴いまして、市の行政手続条例についても、同法で整備された行政指導の中止等の求め及び是正のための処分等の求めの制度等を同様に整備するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第75号瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例についてであります。

平成27年4月から、放課後児童クラブの開設時間を現行の午後6時までから午後7時までへと延長し、長期休業期間は朝7時30分から開設するので、利用時間の延長に伴う保育料を定めるものであります。

次に、議案第76号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

国民健康保険法の一部を改正する法律及び健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第77号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市消防団員の報酬、手当について諸般の事情を勘案し、その一部を見直したく、市条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第78号瑞穂市水防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市水防団について水防力の向上を図るため、瑞穂市消防団組織の再編にあわせて定数を見直したく、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第79号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,940万円を追加し、総額を161億5,778万2,000円とするものであります。

また、都市公園整備事業ほか6件の事業について繰越明許費の設定をするものであります。

今回の補正では、歳出を事業の前倒し、追加、職員給与改定等で3億7,611万9,000円増額し、事業の完了、清算等に伴いまして1億9,671万9,000円減額する内容といたしました。

総額の主なものは民生費で、さきの臨時会でも提案しました福祉センター改修費に4,576万円、障害者自立支援給付事業等に4,191万8,000円、特別養護老人ホーム建設補助金に5,141万6,000円、市立保育園負担金及び補助金に1,132万2,000円、本田第2保育所整備事業に2,000万円、待機児童解消緊急対策事業として中保育・教育センター改修工事等に566万円であり、土木費では、市道4-1170号線（穂積）及び10-101号線（横屋）改良工事を前倒しして、道路改良費に3,800万円、別府井場・只越天王前公園整備を前倒しして、公園費に4,200万円、J R

穂積駅前のアーケード改修に3,000万円、人事院勧告に伴う職員給与の引き上げで1,626万7,000円、それぞれ増額するものであります。

歳入の主なものは、国・県支出金で1,086万7,000円、公共施設整備基金繰入金1億3,300万円であります。

次に、議案第80号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,014万4,000円を追加し、総額52億5,748万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、退職被保険者数の減少と一般被保険者医療費の伸び等によりまして、保険給付費を3,680万3,000円増額し、基金積立金を1,758万3,000円減額するものであります。

歳入の主なものは、交付決定額変更に伴いまして、国庫・県支出金を5,175万3,000円増額し、療養給付費交付金を3,160万9,000円減額するものでございます。

次に、議案第81号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に35万円を追加し、総額4億84万円とするものであります。

歳出は、保険料還付金及び還付加算金を支出するため、諸支出金を35万円増額し、歳入は諸収入を35万円増額するものであります。

次に、議案第82号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ53万円を追加し、総額1億9,558万9,000円とするものであります。

内訳は、給与改定に伴う職員給与の増額であります。

最後に、議案第83号平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

収益的収支において、営業費用を498万2,000円、営業外費用を12万4,000円それぞれ増額し、支出総額を4億7,766万3,000円とするものであります。

また、資本的収支において、建設改良費を648万円減額し、支出総額を4億1,637万円とするものであります。

以上、14件の提出議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） これで、提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前9時52分

再開 午前10時06分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、承認第３号については、会議規則第37条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

承認第３号について（質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） これより承認第３号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第５号）の専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第３号を採決します。

承認第３号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第５号）の専決処分について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第３号は原案のとおり承認されました。

日程第19 議員派遣について

○議長（若園五朗君） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第169条の規定により提出しております。

内容については、平成27年２月６日に岐阜県市議会議長会の主催による議長会議及び講演、情報交換会が多治見市のセラミックパークMINOで開催されます。これに当たりまして、議

長に同行して会議に出席する副議長を派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五郎君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

延会 午前10時11分